

令和3年12月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴団体におかれましては、平素から建設業行政にご理解賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、貴団体を通じて会員事業者への要請を御協力いただいているところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを会員事業者にご周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

① 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP^{※1} で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)



② 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル^{※2}で、自分の薬剤情報や特定健診情報等^{※3}の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



③ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります。（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2. 会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、以下の要領で、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシや業界団体等の取組事例等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和３年３月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

（１）要請文の発出

会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添ワードファイル）を御活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。

（２）関連資料の送付

（１）の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進に御活用下さい。

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」（別添１）
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」Ａ４版（令和３年１０月改訂）（別添２）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」Ａ３版及びＡ４版（令和３年１０月改訂）（別添３－１及び３－２）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ＡＴＭで！」（別添４）
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」（別添５）
- ・チラシ「ご自宅からの e-Tax 申告のご案内」（別添６）

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」（別添７）もお送りしますので、貴団体におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

こ～んなに便利！マイナンバーカード

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。

NEW!

健康保険証
として使える！

NEW!

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

NEW!

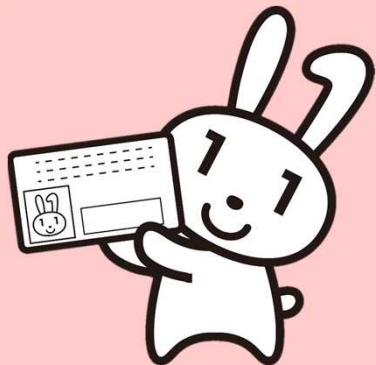
新型コロナウイルス
接種証明書の
電子交付にも利用！
(年内開始予定)

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

行政手続きも
オンラインで

本人確認書類
として使える



詳しくは **マイナンバーカード** で検索！

デジタル庁作成 (R3.11)

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁



総務省



厚生労働省

令和3年10月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+IC カードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

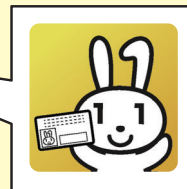
STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



●セブン銀行ATMでも申込できる!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



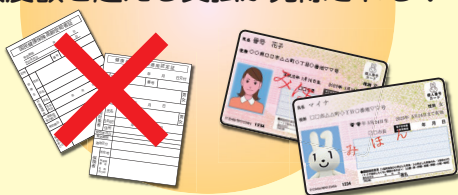
マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。
※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。

2021年11月から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。



ステッカー



ポスター



厚生労働省
ホームページ

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分



よくある質問にお答えします

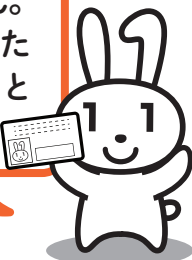


マイナンバーを見られるのが不安です



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



厚生労働省のホームページでも
利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



ポスター



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

0120-95-0178

平 日 9:30～20:00
土 日 祝 9:30～17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.

0120-0178-27

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁



総務省



厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



どないいいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

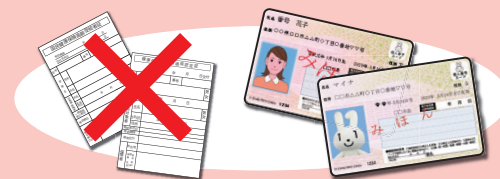
マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。



POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。





よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバーカードの申請方法

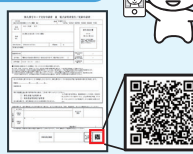
交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。



証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダーにかざす**。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。



郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、

マイナンバーカード郵便

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー 受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
24時間365日
受付！

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら↓



マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報
は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どないいいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。





マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルAPアプリ (申込みに必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら



健康保険証利用の
申込みのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平 日: 9時30分～20時00分
土 日 祝: 9時30分～17時30分

デジタル庁
Digital Agency

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セブン銀行

2021年9月1日現在

マイナンバーカードで、 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版） が取得できるようになります

- ✓ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能**となります。
※マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。
- ✓ 接種証明書（電子版）の申請には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ✓ マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまで**概ね1か月**かかります。**お早めに申請・受け取りいただくよう**お願いします。
※お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のHPを併せてご確認ください。
- ※ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**2021年12月頃から申請受付開始予定**です。具体的な時期は決定次第、改めてお伝えいたします。

接種証明書（電子版）の活用ポイント



Point 1 目視確認

- ・ 紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point 2 二次元コード読み取り

- ・ スマホ等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能
- ・ 二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止

内閣官房 デジタル庁 総務省 厚生労働省

<お問い合わせ先>

接種証明書全般：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターフリーダイヤル（0120-761770）

マイナンバーカード全般：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

ご自宅からのe-Tax申告のご案内 (別添1)

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



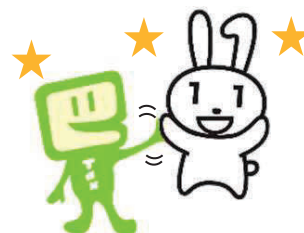
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

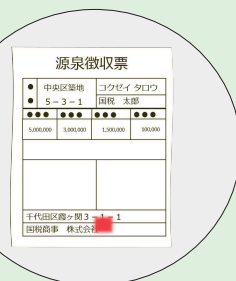
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
- (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） (NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の
医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得
可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険
診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2

マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら



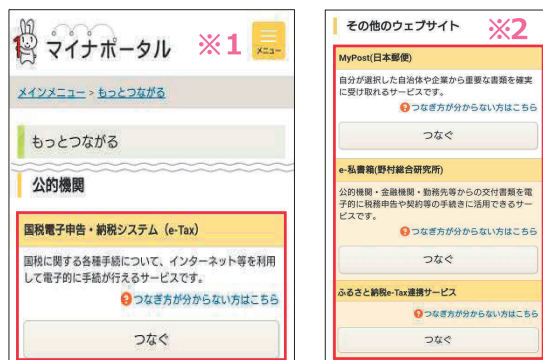
STEP 3

マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4

証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
続を行います。
手順方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



STEP 5

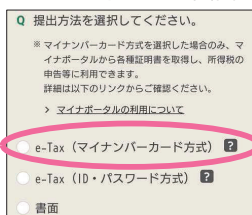
確定申告書等を作成

確定申告

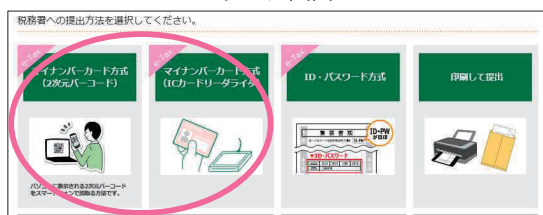


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

マイナンバーカードの取得促進に向けた 取組事例集

業界団体・個社等における取組事例

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 自治体との連携 | … p 1 |
| 2. 広報誌・機関誌等による周知 | … p 2 |
| 3. 独自の取組 | … p 3 |

令和3年11月 デジタル庁



1. 自治体との連携

【主な取組】

- 出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

→ 【期待される効果】

自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

< 具体例：国税庁（金沢国税局 魚津税務署） >

1.概要

ショッピングセンターにおいて、e-Tax等関連イベントに合わせて、買い物客を対象としたマイナンバーカード申請窓口を開設した。

2.詳細

令和3年1月に、ショッピングセンターにおいて、買い物客を対象に、魚津税務署と魚津税務連絡協議会が開催するe-Tax及びマイナポータルの利用促進リーフレットの配布イベントに合わせて、魚津市役所と連携し、マイナンバーカードの申請窓口を臨時開設し、魚津市職員がマイナンバーカード取得申請に向けたサポートを実施した。

3.効果

本取組により、買い物客約40人がマイナンバーカードの申請を行った。申請者からは、買い物ついでに申請ができてよかったといった声が寄せられた。



3. 独自の取組

【主な取組】

- 従業員へのアンケート調査により、マイナンバーカードの取得状況をフォローアップ
- 従業員研修における周知や端末起動時のポップアップ表示等による各従業員への個別周知
- マイナンバーカードの社員証等としての活用・マイナンバーカード関連グッズの作成

→ 【期待される効果】

各従業員に対し個別に周知を行うことで、認知度の向上・理解促進が図られる。また、個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

< 具体例：金融庁所管業種 >

1. 概要

- ・ 業界団体において、マイナンバーカードの専用ケースを作成し、会員を通じて従業員や顧客等に配布（業界団体から会員に配布した専用ケースの数は、11万3,100枚）。
- ・ 入社時研修において、新入社員に、会社へのマイナンバー提供依頼と合わせて、マイナンバーカード取得について案内・周知を実施。

2. 効果

- ・ 専用ケースの配布や入社時研修の実施により、マイナンバーカードの認知度・取得意欲が高まった。

マイナンバーカード専用ケース



表面

裏面